

様式第16号(第17条関係)

一般廃棄物処理業許可証

ふ 環 第 2 9 6 6 号  
令和 4 年 3 月 1 4 日

所 在 地 埼玉県ふじみ野市駒林1033番地1  
名 称 ニューエナジーふじみ野 株式会社  
代表者氏名 代表取締役 天海 泰成

ふじみ野市長 高 畑

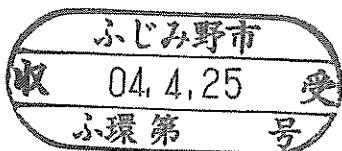


廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及びふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第26条の規定により下記のとおり一般廃棄物処理業を許可する。

記

許可番号	指令廃ふ環第 11 号
取扱一般廃棄物の種類	食品廃棄物（主に生ごみ）及びし尿・浄化槽汚泥
事業の範囲	1 収集 2 運搬 ③ 処分
許可の有効期間	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
1 施設所在地 ふじみ野市駒林1033-1	
2 処理方式 メタン発酵	
3 処理施設の種類、能力	
(1) ごみ処理施設（湿式メタン発酵） 92.12 t／日（24時間）	
(2) し尿処理施設 15.60 k l／日（24時間）	
4 処理に伴い生ずる廃棄物並びにその処分先及び処分方法	
(1) 廃棄物の種類 汚泥	
(2) 処分先 三菱マテリアル株式会社横瀬工場 三菱マテリアル株式会社岩手工場 オリックス資源循環株式会社寄居工場	
(3) 処分方法 燃成・焼却処理	
5 許可条件	
(1) 毎月 10 日までに前月分の食品廃棄物等の搬入実績報告書を提出すること。	
(2) ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び関係法令等を遵守すること。	
(3) 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し市の指示に従うこと。	

以上



令和4年4月25日

高  
前

ふじみ野市長 宛て

住所(所在地) 埼玉県ふじみ野市駒林1033番地  
 名称 ニューエナジーふじみ野株式会社  
 代表者氏名 代表取締役 金子 淳子  
 電話番号 049-293-3115



令和4年3月14日付け、指令廃ふ環第11号で許可を受けた一般廃棄物処理業に係る以下の事項について変更したので、関係書類を添えて届け出ます。

記

変更事項	新		旧	
代表取締役 変更	代表取締役 金子 淳子		代表取締役 天海 泰成	
処理に伴い 生ずる廃棄 物、処分先 及び処分方 法	廃棄物の種類:汚泥 (変更なし)		廃棄物の種類:汚泥 (変更なし)	
処分先	処分方法	処分先	処分方法	
UBE三菱セメント(株) 横瀬工場	焼成・焼却処理	三菱マテリアル株 横瀬工場	焼成・焼却処理	
UBE三菱セメント(株) 岩手工場	焼却処理	三菱マテリアル株 岩手工場	焼却処理	
オリックス資源循環(株)	焼却・溶融処理	オリックス資源循環(株)	焼却・溶融処理	

別紙1 一般廃棄物処理業許可証写

別紙2 履歴事項全部証明書

別紙3 宣誓書

別紙4 役員調書

別紙5 従業員調書

別紙6 UBE三菱セメント株式会社 横瀬工場 一般廃棄物処理業許可証写

別紙7 UBE三菱セメント株式会社 岩手工場 一般廃棄物処理業許可証写

以 上